

## 山形県こども会議企画運営業務委託仕様書（基本仕様書）

### 1. 業務名

山形県こども会議企画運営業務委託

### 2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 事業目的

「こども基本法」では、年齢や発達の程度に応じたこども・若者の意見表明の機会の確保やこどもの意見の尊重を基本理念として掲げるとともに、こども施策の策定等にあって、こども・若者の意見の反映に係る措置を講ずることが求められている。

そして、こども・若者を支援の対象として捉えるのではなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組みが社会全体にひろがり、「こどもまんなか社会」を推進していくことが重要である。

そのため、県では、こども・若者が意見を表明する場として「山形県こども会議」を開催する。山形県こども会議では、こども・若者の多様な意見を引き出し、これらの意見等を施策に反映することによって、こども・若者をまんなかにおいた『こどもが笑顔の山形県』『子育てするなら山形県』の実現を目指す。

### 4. 業務内容

#### (1) 山形県こども会議及び事前勉強会の開催

##### ①開催時期

山形県こども会議の開催は令和8年8～9月頃とすること。また、山形県こども会議の開催前には事前勉強会を対面形式で開催すること。

##### ②開催回数及び開催場所

開催回数については、山形県こども会議及び事前勉強会をそれぞれ年2回程度開催すること。また、山形県こども会議及び事前勉強会を同日に開催することも認める。

開催場所については、村山及び庄内の2地域ですること。

##### ③参加対象者

山形県こども会議1回あたりの参加者は、県内の小学校高学年から高校生までの10名程度とし、地域バランスや年齢バランスを考慮して決定する。

##### ④テーマ

県政運営上の諸課題をテーマとすることとし、詳細は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(テーマ例)

- ・あなたの望む山形像(こんな山形であれば住み続けたい。又はUターンしたい)
- ・子育てに温かい社会づくりに向けた気運醸成の取組み
- ・若者(特に若年女性)の県外流出の対策について など

##### ⑤募集等

受託者は、事業の周知、参加者の募集、申込受付及び決定を行い、連絡調整、名

簿管理を行う。参加者は県内在住の小学校高学年から高校生までの児童・生徒とし、各年代で確保できるよう努める。

なお、募集にあたっては、チラシ（A4版フルカラー）を作成する。ほか、こども・若者の目に触れやすい媒体を選択するなど、効果的な募集方法を検討し、委託者と協議のうえ決定すること。

#### ⑥開催方法

山形県こども会議の開催方法は、こどもの参加しやすさを考慮し、委託者と協議のうえ決定する。また、事前勉強会の開催方法は、原則、対面により実施し、こども会議の趣旨や今後のこども施策について、意見をまとめられるよう丁寧な運営を行う。なお、会場はこども・若者が参加しやすく、リラックスできるような会場づくりを行う。

#### ⑦ファシリテーターの手配等

受託者は山形県こども会議及び事前勉強会の開催に際して、こどもが意見を言いやすく、意見を聴いてもらえる安全で安心な環境を作るため、ファシリテーターを手配する。受託者は、ファシリテーターと山形県こども会議及び事前勉強会の開催について、連絡を行い、当日の資料の送付、謝礼の交付等、必要な調整を随時行うこと。

#### ⑧山形県こども会議及び事前勉強会の資料作成

山形県こども会議及び事前勉強会において使用する資料を委託者と協議のうえ、参加者が理解できる文章構成に工夫しながら、イラストや図形等も交えて分かりやすく作成し、意見を発言するための準備・サポートを行う。

#### ⑨当日の準備・運営

受託者は、山形県こども会議及び事前勉強会当日は会場準備を行うとともに、こども・若者の安全で安心な活動と運営（こどものセーフガーディング）を図り、円滑な進行に努めること。

#### ⑩意見聴取の内容の記録及び報告書の作成

山形県こども会議において出された意見を取りまとめた報告書を作成すること。また、成果物については、山形県こども会議の意見を踏まえて、効果的な形で広く県民へ発信できるよう手立てを講じること。

意見反映の結果は、参加者及び広く県民が理解できる報告書として取りまとめ、山形県のホームページなどで公表することとする。

#### ⑪意見報告会に向けた調整

山形県こども会議の代表者が知事に対して報告する際の参加者との連絡調整等その支援を行うこと。

### (山形県こども会議 開催イメージ)

構成	内容
オープニング	・ファシリテーターのあいさつ、自己紹介 ・事業概要の説明 ・アイスブレイク ・グラウンドルールの確認
意見表明	・テーマについて、参加者からの意見発表
グループワークショップ	・年代別に分かれて、テーマに関する意見交換

クロージング	・ワークショップの内容の共有
--------	----------------

※上記開催イメージは、令和7年度の実績を基に記載したものである。

(2) その他

- ・事業の周知、参加者の募集及び成果物の発信にあたっては、SNS やテレビ CM 等の効果的な広報について検討を行うこと。特に小学校高学年に対しては、チラシの直接配布等について検討を行うこと。
- ・事業目的を達成するために、より効果的な手法、技術またはアイデア等があるときは、独自提案として、委託者に対して積極的に提案することも可とする。
- ・行事用保険に加入し、事故やケガ等が発生した場合に適切に対応すること。

(想定スケジュール)

4月中旬	・・・・・・・・	企画概要決定
4月下旬	・・・・・・・・	テーマ決定
5月上旬	・・・・・・・・	チラシ、CM・SNS 広告制作
5月下旬	・・・・・・・・	” 完成、周知
7月中旬	・・・・・・・・	参加者申込締切・参加者確定
7月中旬	・・・・・・・・	事前勉強会資料完成・ファシリテーター打合せ
7月下旬	・・・・・・・・	事前勉強会開催（村山地域 1回 庄内地域 1回） ※事前勉強会はこども会議と同日開催としても可。
8月～9月上旬	・・・・・・・・	「こども会議」開催（村山地域 1回 庄内地域 1回）
10月中旬	・・・・・・・・	「こども会議」の代表者による知事への報告会
11月	・・・・・・・・	「こども会議」で出された意見の集約
12月～3月	・・・・・・・・	報告書の作成及び周知

※上記想定スケジュールは、令和7年度の実績を基に記載したものである。

5. 業務の実施体制等

受託者は、本業務を実施するために必要な体制を適切に構築すること。

6. 実績報告等

- (1) 委託業務が完了したときは、業務完了の1か月後又は令和9年4月15日（木）のいずれか早い期日までに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、山形県こども会議参加者リスト、山形県こども会議及び事前勉強会の実施状況、実施成果等を含むこと。

7. 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本仕様書記載の内容については、実施段階において、諸事情によって変更すること

がある。

- (4) 業務目的にふさわしい内容とするため、本業務の遂行にあたっては、随時委託者と協議すること。また、委託者は、委託期間中いつでも実施状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本業務の実施において不測の事態が生じた場合は、委託者に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。
- (6) 本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に委託者に協議し承認を得なければならない。
- (7) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者双方協議のうえ決定するものとする。